

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第2709号)

令和4年3月17日

横情審答申第2709号
令和4年3月17日

横浜市長 山中 竹春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会長 藤原 静雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

平成30年3月29日政秘第976号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「広聴第29-900002号に係る、「市民の声」事業の実施に関する取扱要綱
第18条第5号の「市長又は副市長あての文書のうち市長又は副市長から
『市民の提案』として取り扱う旨の了解があったものに関し、別紙①から
④まで及び添付資料」の個人情報非開示決定に対する審査請求について
の諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「広聴第29-900002号に係る、「市民の声」事業の実施に関する取扱要綱第18条第5号の「市長又は副市長あての文書のうち市長又は副市長から『市民の提案』として取り扱う旨の了解があったものに関し、別紙①から④まで及び添付資料」の保有個人情報を非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「広聴第29-900002号に係る、「市民の声」事業の実施に関する取扱要綱第18条第5号の市長又は副市長あての文書のうち「市長又は副市長から『市民の提案』として取り扱う旨の了解があったものに関し、別紙①から④まで及び添付資料」（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報本人開示請求（以下「本件本人開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成29年7月5日に行った個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取り消しを求めるといふものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）第2条第6項に規定する保有個人情報が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 審査請求人から出された申立文書は、「市民の声」事業の実施に関する取扱要綱（平成20年3月21日市広聴第3940号。以下「市民の声要綱」という。）第31条に規定する「市政ダイレクト広聴」として受け付けし、広聴情報データベースシステム取扱要綱（平成20年3月21日市広聴第3940号。）第15条に定めるとおり、受付課である都筑区区政推進課から広聴主管課である建築局総務課を通じて所管課である建築局法務課に処理依頼がされたものである。

よって、政策局秘書課は処理過程に関与しておらず本件保有個人情報を保有していない。

- (2) 本件本人開示請求は、審査請求人から本市に寄せられた意見に対する回答書を作成するまでの過程に関して保有している個人情報の開示を求めていると解されるが、本

人開示請求書の請求先に横浜市長（政策局秘書課）との記載があったため、本件保有個人情報の特定に当っては、審査請求人に対し、政策局秘書課が保有している情報を本件保有個人情報の対象とする旨、電話で確認をした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分に係る決定通知書の根拠規定を適用する欄には、本件保有個人情報が不存在である理由として「作成も保有もしていない」とある。横浜市が広聴第29-900002号と付番して審査請求人に回答した文書の処理過程において、審査請求人が送付した市長宛ての申立文書はどうなったのか、不存在とした理由が全く付記されていない。不存在の理由付記なき非開示決定は、瑕疵ある処分であるから取消を免れない。
- (2) 本件保有個人情報は、名宛人が市長、秘書課等と記載された申立文書を、広聴第29-900002号で受付け、取得文書として所管課に送付し、市民の声事業の広聴データベースシステムで回答文を作成する処理過程上の文書である。実施機関は、本件保有個人情報を保有していないとしているが、市民の声事業の主管課が市民局広聴相談課であって、政策局秘書課ではないから、たとえ名宛先が市長で市長の専決事項等に該当する場合であっても、申立文書に対する回答義務を負っていないのか、それとも、本来、政策局秘書課に送付されるべき申立文書が政策局秘書課に送付されていなかったのか、これらの点についての説明がない。
- (3) 受取名宛人に市長、秘書課等の記載ある文書は、本来は、政策局秘書課の取得文書となるべきであるから、政策局秘書課が未取得である理由も付記もすべきところ、未作成との理由は不可解である。職務上作成されるべき文書が何らかの事情で未だに作成されていないとの状態を未作成というのであって、所管外の事務について未作成であることを不存在の理由とすることはできない。

5 審査会の判断

(1) 市民の声事業に係る事務について

横浜市では、横浜市にさまざまな手段で寄せられる市民の意見、要望、提案、苦情等の情報（以下「市民の意見等」という。）を、広聴データベースにより管理するとともに、寄せられた市民の意見等の公表及び市政への反映により、市民満足度の向上

及び市政の合理的運営に役立てるために、市民の声事業を行っている。市民の声事業の取扱いについては、市民の声要綱に規定されている。

投稿者への回答の担当部署は、市民の声要綱第12条に定められており、市民の意見等の内容を所管する区局が複数区局にわたる場合は、受付課が回答の担当部署となり、各所管課の回答をとりまとめた上で、回答する。

(2) 本件保有個人情報について

審査請求人は、本人開示請求書に、本人開示請求に係る保有個人情報を別表①から④までのとおり記載した別紙及び特定個人の宛名が記載された横浜市からの回答文書を添付して本件本人開示請求を行った。

当該別紙の記載内容及び本人開示請求書の請求先の記載、本件処分に当たり実施機関が審査請求人に電話で確認した内容並びに審査請求人の本件処分に対する意見から、本件保有個人情報は、審査請求人から市に寄せられた意見に関して、その受付課である都筑区区政推進課が、前記(1)の市民の声事業の手續に則り、他課に回答作成を依頼し、作成された回答を取りまとめて回答するまでの間に実施機関において作成された一連の行政文書のうち、政策局秘書課が保有する審査請求人の保有個人情報であると解される。

(3) 本件保有個人情報の不存在について

ア 実施機関は、本件保有個人情報を保有していないと主張している。

イ 本件保有個人情報は、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1541号（以下「先例答申」という。）において対象とされた行政文書の一部と同一であると認められる。この先例答申では、審査請求人から市に寄せられた意見に対する回答の形成過程にあつては、前記(1)の市民の声事業の実施機関における事務手續を踏まえた上で、当該意見は政策局秘書課へは送付していないとの実施機関の説明に特段不合理な点は認められず、本件保有個人情報が存在することを推認させる特段の事情も認められないと判断している。

また、実施機関は、本件の処分理由説明においても、審査請求人から寄せられた申立文書に関しては、受付課である都筑区区政推進課から広聴主管課である建築局総務課を通じて所管課である建築局法務課に回答を依頼したものであって、その回答の処理の過程で政策局秘書課は、関与していないと主張している。

ウ そして、政策局秘書課が、本件保有個人情報を保有していないことについて、先例答申における事実認定を覆すような事情も認められず、本件保有個人情報を保有

していないとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。

エ 審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(4) 結論

以上のおり、実施機関が本件保有個人情報を持っていないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

別表

項番	本人開示請求に係る保有個人情報の別紙の記載
①	<p>市長及び副市長から「市民からの提案」を広聴システム（取扱要綱第2条3号）を用いて、情報の存在を確認したことが判明できる広聴システム上のアクセス日時・アクセス者名及び同システムで取得した文書を誰れが、どのように利用したかが明確となる文書及び検討・協議文書のすべて</p>
②	<p>18条5号の取り扱う旨の了解があったものとの規定について了解の有無を誰れがいつどのような手段で了解の有無を確認したかが判る文書のすべて</p> <p>また、市長又は副市長が了解の有無確認の問合せを受け、いつ誰れに対して了解の有無の判断を示して、取扱要綱上の処理を行うよう指示をしたすべての文書又は口頭で指示したのであれば、いつ、誰れに対してどのような内容の指示をしたかが判る文書、メモ等のすべて</p> <p>さらに、指示を受けた職員が、誰れに、どのような手段で了解の有無事項を処理するよう指示したかが判る内容が伝達文書・メール等の文書・メモのすべて</p>
③	<p>本件市民の声事業の提案案件の受付課を建築局法務課と市長または副市長が指示したことがわかる文書等のすべて</p> <p>また、その旨をメール等で送付した日時、その内容の記録を記録したメール等の文書のすべて</p>
④	<p>市民の声の宛名には「市長、担当副市長」と明確に宛名が記載されているので、宛名は「市長」「担当副市長」であることは明白である。そして事務局は、政策局秘書課が所管であることも明白であるから、何故、同課が所管課とならず、建築局法務課が所管課として、指示を下した市長及び担当副市長の意思決定内容が判る文書、口頭指示であれば、口頭指示を受けた職員のメモ等のすべて</p>

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成30年3月29日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写し並びに反論書の写しを受理
平成30年4月19日 (第232回第三部会) 平成30年4月24日 (第314回第一部会) 平成30年4月27日 (第335回第二部会)	・諮問の報告
令和3年12月6日 (第276回第三部会)	・審議
令和4年1月20日 (第277回第三部会)	・審議
令和4年2月17日 (第278回第三部会)	・審議